

ビジュアル 知的財産 マネジメント

浅野 卓 [著]

知的財産法から知的財産経営への展開

推薦の辞

本書は、著者浅野卓氏が講師として、大学、専門学校においてテキストとして使用している「知的財産マネジメント概論」の資料を基本として加筆・修正したものであります。大変コンパクトであります。ビジュアルに知的財産制度・知的財産法・知的財産経営の全体を把握できる知的財産マネジメント概論書として、広く関係者のみなさまに利用・活用頂きたく推薦致します。

本書の内容は、図表を多く用い、平易・簡潔な解説でありながら、記述の正確性が保たれており、構成にも工夫が凝らされており、① 忙しい中小企業の経営者の皆様、② 知的財産業務そのものを主業務としない研究開発担当者・営業担当者等の皆様、③ 今すぐに知的財産の知識が必要な皆様にとって利用・活用効果が期待できます。

ところで、著者浅野卓氏は、私が東京理科大学専門職大学院で研究科長・知的財産戦略専攻教授を務めていた際の指導院生で、同大学院を首席で修了し、著者紹介に記載された略歴を有し、経営に生かす知的財産、特に、中小企業・農水知的財産に注力しております。本書を関係の皆様が大いに利用・活用下さいますよう重ねて推薦致します。

2012年11月

青山学院大学法学部特別招聘教授 石田正泰

執筆の経緯・本書の特徴

本書は、私が知的財産教育協会の公募により、東京医薬専門学校の非常勤講師を拝命したことから始まります。その全14回（講義11回、演習3回）の講義資料が、本書の第1章～第11章のベースになっています。

その後、首都大学東京大学院のゲストスピーカーをさせていただく機会に恵まれました。その講義資料が、本書の第12章以降のベースになっています。

これらの講義資料を私費で製本したところ、思いのほか好評でしたので、大幅な加筆のうえ、あらためて出版物として発行いただくこととなりました。

私は、特許事務所に勤めつつ、有限会社の取締役社長、農林水産省の6次産業化プランナーをしています。中小企業あるいは農林漁業者の方々から、知的財産やブランドに強い関心を持っているものの、難解で取付きづらいという声をよく聞きます。また、知的財産は、ビジネスでは非常に重要ですが、学生さんにはあまり馴染みがないようです。さらに、ビジネスパーソンともなれば、知的財産の勉強をしたことがなかったとしても、知的財産に関する仕事を任されたその日から、どうにかこなさなければなりません。

一方、知的財産法・知的財産経営についての良書はとて多いのですが、読み切るのに時間がかかったり、初端から専門用語が使われているものもあります。

そこで、上述の講義資料をベースに、「知的財産の専門家でない方でも、短時間で、知的財産法・知的財産経営の全体像をわしづかみできるような本を作ろう」ということで本書は企画されました。

具体的には、図表主体の解説、上下段構成、PDCA構成、3段階構成、モジュール構成等、類書にはあまり見られない工夫をしました。また、知的財産制度・知的財産法の解説から始まって、徐々に知的財産経営にシフトしていくよう構成しています。

さらに、私自身が知的財産法・知的財産経営に関わり始めた当初、知りたかった概念やよくわからなかった概念等も、誌面の許す限り拾っていくことにしました。

本書により、知的財産が未知の領域ではなくなり、今まで以上に自信を持ってビジネスに注力していただけるよう心を砕きました。

6次産業化プランナーの活動の中で、今、農林漁業の変革あるいは6次産業化を超えて、従来の産業構造自体が変わろうとする、とても大きな、大きなうねりを感じています。

そのうねりの中で、知的財産はとても重要と考えます。一方で、知的財産に終始するのではなく、知的財産を足がかりに、あるいは知的財産を手段として、さらなる事業展開をすることが必要だろうとも思います。私もそのお役に立てるよう、より一層精進していきたいと思います。

本書が、手に取っていただいた方のお役に少しでも立ち、そして、育てていただけますことを願ってやみません。

2012年黄金色に银杏輝く吉日

浅野 卓

ビジュアル 知的財産マネジメント 目次

基礎編

第1章	イントロダクション（知的財産制度の全体像）	1
1-1	知的財産とは	2
1-2	知的財産の重要性	3
1-3	知的財産法とは	4
1-4	産業財産の保護の流れ・救済手段	5
1-5	本書の到達目標	6
補足1	知的財産に関する部門	6
第2章	特許（制度概要）	8
2-1	特許法の目的	9
2-2	特許法の保護対象	10
2-3	発明の保護の流れ	11
2-4	特許要件等	12
補足2	特許法の基本原則	13
第3章	意匠（制度概要）	17
3-1	意匠法の目的	18
3-2	意匠法の保護対象	19
3-3	意匠の保護の流れ	20
3-4	意匠登録の要件	21
補足3	意匠法の基本原則	22
第4章	商標（制度概要）	26
4-1	商標法の目的	27
4-2	商標法の保護対象と商号	28
4-3	商標の保護の流れ	30
4-4	商標登録の要件	31
補足4	商標法の基本原則	31

第5章 著作権（制度概要）	35
5-1 著作権法の目的	36
5-2 著作権法の保護対象	37
5-3 著作物の保護の流れ	39
5-4 著作権者の権利に対する侵害の救済手段	40
5-5 著作権者の権利の帰属主体	41
5-6 著作権者の権利	42
補足5 放棄特約・不行使特約	43
補足6 商品化権	44

発展編

第6章 特許（登録前）・植物新品種	48
序 テーマの位置づけ	49
6-1 出願の準備	50
6-2 審査段階での手続	53
6-3 不正競争防止法による保護（営業秘密）	55
6-4 種苗法による保護（品種登録）	56
補足7 研究開発成果保護のメニュー	49
補足8 願書の記載事項（特許）	50
補足9 明細書等の記載事項	51
補足10 要約書等の記載事項	52
補足11 特許庁における審判	53
補足12 拒絶理由通知（特許）	54
第7章 特許（登録後）・独占禁止法	62
序 テーマの位置づけ	63
7-1 独占排他権とは	64
7-2 特許権侵害の場合の対応	66
7-3 特許権のライセンス	68
7-4 独占禁止法	70
補足13 先行調査	63
補足14 ライセンス契約チェックリスト	64

補足 15	警告書の記載事項	67
補足 16	専用実施権のイメージ	69
補足 17	通常実施権のイメージ	69
補足 18	ライセンスと改良発明	72
補足 19	不爭義務・非係争義務	74
補足 20	実用新案法	76
第 8 章	意匠（登録前・後）	78
序	テーマの位置づけ	79
8-1	出願の準備	80
8-2	意匠法特有の制度	81
8-3	意匠権侵害の場合の対応	82
8-4	著作権法・不競法による保護	83
補足 21	デザイン保護のメニュー	79
補足 22	願書の記載事項（意匠）	80
補足 23	デザインの 3 次元的保護	81
第 9 章	商標（登録前・後）	85
序	テーマの位置づけ	86
9-1	出願の準備	87
9-2	審査段階での手続	88
9-3	商標権侵害の場合の対応	89
9-4	取消審判請求	91
9-5	更新登録申請	92
9-6	不正競争防止法等による保護	93
9-7	不正競争防止法のまとめ	94
補足 24	営業標識保護のメニュー	86
補足 25	願書の記載事項（商標）	87
補足 26	知財法と不競法のイメージ	94
第 10 章	著作物の利用・著作隣接権	96
5-1	著作権のライセンス	97
5-2	著作権の制限	98
5-3	著作隣接権の享有主体	101
5-4	著作隣接権	102

5-5 著作隣接権侵害の救済手段	104
補足 27 著作権等管理事業者	97
補足 28 ワンチャンス主義	104
補足 29 肖像権・パブリシティ権	105

応用編

第 11 章 条約	107
1-1 外国で保護を受けるには	108
1-2 パリ条約	109
1-3 特許協力条約 (PCT)	110
1-4 マドリッド協定議定書 (マドプロ)	112
1-5 その他の知的財産に関する条約	114
第 12 章 知的財産の活用	115
12-1 コモディティ化の要因	116
12-2 知的財産を活用した事業経営	117
12-3 標準化とホールドアップ問題	123
12-4 知的財産の価値評価	127
12-5 6次産業化と農水知財の活用	129
12-6 ブランド戦略と知的財産制度	131
補足 30 インテルのインサイドモデル	122
補足 31 アップルのアウトサイドモデル	122
補足 32 ホールドアップ問題と公取委	126
おわりに 知的財産は金食い虫か?	135
付録 他人の権利を侵害しないために	136
付録 1 知的財産権法のまとめ	136
付録 2 知的財産権法による侵害からの保護体制	139
付録 3 特許権侵害の公式/商標権侵害の公式	142
参考文献	152
索引	153